

第9期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の概要

1 計画策定の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年に向けて、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にする必要があります。そのためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。また、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、「地域包括ケアシステム」を支える人材の確保や介護現場における生産性の向上にも取り組む必要があります。

2021年3月に策定した「第8期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に代わり、現制度の継続性を念頭にしながら社会情勢や今後の人口推計などを踏まえ、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現をめざし、第9期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的な計画として、策定しています。

3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年計画とし、計画期間3年目の令和8（2026）年度には、本計画を評価・検証し、新たな計画を策定します。

4 基本理念・基本目標

第9期計画では、第8期計画で掲げた基本理念、基本目標を踏襲し、団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、「生涯を通した安心・生きがい・こころのまち」の実現をめざし、各種施策を推進します。

【基本理念】

生涯を通した安心・生きがい・こころのまち

【基本目標】

安心して生活できるまち・健やかに暮らせるまち・生きがいをもち、支え合えるまち

5 具体的な施策

◇地域包括ケアシステムの深化・推進

- 在宅医療・介護の連携
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービス等の充実
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

◇高齢者福祉サービスの充実

- 居宅支援の取り組み
- 外出支援の充実
- 生きがいつくりの支援
- 健康づくりの推進

◇介護サービスの充実

- 介護サービスの質の向上
- 介護従事者の確保・介護現場の生産性の向上

◇災害や感染症対策に係る体制整備

6 日常生活圏域

介護保険法では、市町村は住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案した区域を「日常生活圏域」として定めることが義務づけられています。

士別市は、第8期と同じく市全域を一つの圏域として定め各種施策を進めます。

7 高齢者人口及び高齢化率、要介護認定者数、認定率の見込み

◇高齢者人口及び高齢化率の推計

高齢者人口（65歳以上の方）は、緩やかに減少する見込みですが、65歳以下の人口減少と比較して、高齢化率は上昇していくことが予想されます。

区分	各年度9月末現在			第9期計画		
	2021年度 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)	2025年度 (令和7年)	2026年度 (令和8年)
高齢者人口（人）	7,351	7,244	7,165	7,017	6,932	6,837
65歳～74歳	3,191	3,066	2,922	2,769	2,653	2,565
75歳以上	4,160	4,178	4,243	4,248	4,279	4,272
高齢化率（％）	41.4	41.6	42.2	43.5	44.2	44.6

◇要介護（要支援）認定者数（認定率）の見込み

要介護（要支援）認定者数は、当面1,300人台で推移する見込みですが、高齢者人口の減少と比較して、認定率は少しずつ上昇していくことが予想されます。

区分	実績		見込み	第9期計画		
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
要介護（人）	1,007	991	996	977	974	986
要支援（人）	377	358	368	370	379	381
認定者数（人）	1,384	1,349	1,364	1,347	1,353	1,367
認定率（％）	18.7	18.4	18.5	19.2	19.5	20.0

8 介護保険サービスの種類別の見込み量

第9期計画の介護保険サービスの見込み量は、サービスの利用状況や要介護認定率等の変化動向をもとに、1月あたりの利用者数を推計しています。

○介護給付

サービス名		第9期計画			
		2024年度	2025年度	2026年度	
(1) 居宅サービス	訪問介護	回数(月)	8,443	8,283	8,452
		人数(月)	208	206	210
	訪問入浴	回数(月)	62	62	68
		人数(月)	12	12	13
	訪問看護	回数(月)	457	450	469
		人数(月)	73	72	75
	訪問リハビリテーション	回数(月)	639	627	650
		人数(月)	52	51	53
	居宅療養管理指導	人数(月)	84	82	86
	通所介護	回数(月)	249	258	258
		人数(月)	32	33	33
	通所リハビリテーション	回数(月)	554	554	554
		人数(月)	77	77	77
	短期入所生活介護	回数(月)	310	310	310
		人数(月)	22	22	22
	短期入所療養介護	回数(月)	32	32	32
人数(月)		7	7	7	
福祉用具貸与	人数(月)	308	305	313	
特定福祉用具購入費	人数(月)	6	6	6	
住宅改修	人数(月)	6	6	7	
特定施設入居者生活介護	人数(月)	74	74	75	
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(月)	1	1	1
	認知症対応型通所介護	回数(月)	243	249	249
		人数(月)	36	37	37
	小規模多機能居宅介護	人数(月)	21	20	21
	地域密着型通所介護	回数(月)	801	794	807
		人数(月)	118	117	119
	認知症対応型共同生活介護	人数(月)	71	72	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(月)	1	1	1	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(月)	20	20	20	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	人数(月)	133	133	133
	介護老人保健施設	人数(月)	125	125	125
	介護医療院	人数(月)	2	2	2
居宅介護支援	人数(月)	468	468	468	

○予防給付

サービス名		第9期計画			
		2024年度	2025年度	2026年度	
(1) 居宅サービス	訪問入浴	回数(月)	-	-	-
		人数(月)	-	-	-
	訪問看護	回数(月)	65	65	65
		人数(月)	16	16	16
	訪問リハビリテーション	回数(月)	299	306	306
		人数(月)	35	36	36
	居宅療養管理指導	人数(月)	8	8	8
	通所リハビリテーション	人数(月)	37	38	38
	短期入所生活介護	回数(月)	15	15	15
		人数(月)	4	4	4
	短期入所療養介護	回数(月)	-	-	-
		人数(月)	-	-	-
	福祉用具貸与	人数(月)	110	112	112
	特定福祉用具購入費	人数(月)	2	2	2
住宅改修	人数(月)	3	3	3	
特定施設入居者生活介護	人数(月)	14	14	14	
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(月)	-	-	-
	認知症対応型通所介護	回数(月)	-	-	-
		人数(月)	-	-	-
	小規模多機能居宅介護	人数(月)	4	4	4
	認知症対応型共同生活介護	人数(月)	-	-	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(月)	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(月)	-	-	-	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	人数(月)	-	-	-
	介護老人保健施設	人数(月)	-	-	-
	介護療養型施設	人数(月)	-	-	-
介護予防支援		人数(月)	170	173	174

9 介護保険事業費の見込み

介護保険事業費は、介護保険事業を運営するための費用で、介護保険給付費、地域支援事業に要する費用等で構成されます。

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	合計
標準給付費見込額 (A)	2,300,886	2,297,050	2,319,146	6,917,082
介護保険給付費	2,147,859	2,143,124	2,163,634	6,454,617
特定入所者介護サービス費等給付額	85,332	86,795	87,678	259,805
高額介護サービス費等給付額	58,000	56,912	57,490	172,402
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,000	8,695	8,801	25,496
算定対象審査支払手数料	1,695	1,524	1,543	4,762
地域支援事業費見込額 (B)	107,911	107,911	111,152	326,974
介護予防・日常生活支援総合事業費	81,379	81,379	82,794	245,552
包括的支援事業・任意事業費	26,532	26,532	28,358	81,422
合計 (A+B)	2,408,797	2,404,961	2,430,298	7,244,056

10 第1号被保険者の保険料基準額

◇第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料基準額は、第8期までの介護給付費準備基金（以下「基金」という。）と今後の中長期的な介護保険事業費の見込み等を総合的に検証し、基金の取り崩しにより、次のとおり見込みます（第8期計画と同額）。

基金の取り崩し前の保険料基準額	月額5,731円
	↓
基金の取り崩し後の保険料基準額	月額5,025円 (年額 60,300円)

11 主な改正点

◇介護従事者確保対策の充実

本市においても、生産年齢人口が減少し働き手の確保が難しくなる中、介護サービスの需要が一層高まることが見込まれており、介護従事者不足の解消が重要な課題となっています。介護ロボット・ICT等の活用など、北海道と連携しながら生産性向上の取り組みを進めていくとともに、介護の担い手の裾野を広げていくため、確保・定着・育成に関する施策を、事業所や学校などの関係機関と連携しながら、総合的に展開します。

具体的には、介護従事者新規就労定着支援事業や介護ロボット導入支援事業など、既存事業を継続・改善していくことに加えて、人材確保緊急支援事業を追加実施します。

計画（案）36～38ページ

○既存事業の継続・改善

- ・研修費補助…上限額の引き上げ
- ・介護ロボット導入補助…上限額の引き上げ
- ・介護実習生の受入補助…対象人数の拡大、上限額の引き上げ
- ・新規介護従事者就労支援…上限額の引き上げ

○緊急支援事業

- ・支度金補助事業…新規就労決定時に支度金を支給
- ・家賃支援事業…市外転入、新規に介護施設に就職した場合に家賃の一部を補助
- ・リスタート支援金事業…介護施設へ再就職時に支援金を支給
- ・従事者確保・定着補助事業…事業所が工夫して行う人材確保等の取り組み支援

◇第1号被保険者保険料（介護保険料）の段階設定

介護保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じた保険料率を設定しています。

第9期計画期間の介護保険料は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国の示す標準段階等が見直されたため、それを踏まえて13段階へと変更します。低所得者の保険料率を引き下げ（第1段階～第3段階で△0.015倍）、第8期までの第8段階、第9段階に該当する階層を第8～13段階までに多段階化し、保険料率の上限を2.4倍まで引き上げました（第8期上限は2.0倍）。

（※対象者の所得基準など詳細は計画（案）でご確認願います）

計画（案）58ページ

【第9期介護保険料の段階設定（変更段階のみ抜粋）】

第8期所得段階	第8期保険料率		第9期所得段階	第9期保険料率	第9期保険料 (年額)
第1段階	0.300	⇒	第1段階	0.285	17,100円
第2段階	0.400	⇒	第2段階	0.385	23,200円
第3段階	0.700	⇒	第3段階	0.685	41,300円
第8段階	1.800	⇒	第8段階	1.800	108,500円
			第9段階	2.000	120,600円
第9段階	2.000	⇒	第10段階	2.100	126,600円
			第11段階	2.200	132,600円
			第12段階	2.300	138,600円
			第13段階	2.400	144,700円

12 特に意見を求めたい点

「11 主な改正点」で触れた「介護従事者確保対策の充実」を含め、「5 具体的な施策」の中の、

◇地域包括ケアシステムの深化・推進・・・計画（案）28～31ページ

◇高齢者福祉サービスの充実・・・・・・・・・・計画（案）32～35ページ

◇介護サービスの充実・・・・・・・・・・計画（案）36～38ページ

以上、3点について特に意見を求めます。